

道路法第24条の承認工事基準

I 歩道切下げ工事の承認基準

1 通路とは歩道乗入れ工事により設置する出入口をいう。なお、通路の種別は申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し、次のとおり分類する。

① 第1種通路

中型及び大型貨物自動車等が出入する通路でガソリンスタンド又は工場等をいう。

② 第2種通路

普通貨物自動車等が出入する通路で店舗又は駐車場等、又は乗用、小型貨物自動車等が頻繁に出入する駐車場等をいう。

③ 第3種通路

乗用、小型貨物自動車等が出入する通路で普通家屋等をいう。

2 乗入れの位置等

(1) 乗入れの箇所は原則として1路線につき1箇所とする。ただし、車両の出入が頻繁な施設等、出入口を分離する特別な事情があり、乗入れ口の間隔が10m以上取れる場合は1路線につき2箇所まで、出入対象施設で最大3箇所まで承認することができる。また、隣地境界から1m以内の部分では切下げできないものとする。

(2) 次に掲げる箇所は原則として承認しないものとする。ただし、第3種通路で自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと道路管理者及び公安委員会又は所轄警察署が認めた場合は適用しないことができる。

①交差点及び道路の曲がり角（隅角部の曲線半径の起終点）から5m以内の部分。ただし、T字交差点のつきあたりの部分を除く。

②横断歩道の中、横断帯及び停止線の側端から5m以内の部分。

③バス停留所の中及び停留所を標示する標柱から10m以内の部分。

④地下道及び歩道橋の昇降口から5m以内の部分。

⑤バス停車帯の部分

⑥橋梁の部分

⑦ボックスカルバート、トンネル等の前後各50m以内の部分

⑧道路管理上及び交通安全上支障となる部分。

(3) 前項に該当する場合で道路管理者が必要とした場合は所轄警察署等と協議すること。

3 歩道切下げ幅と舗装構成

(1) 歩道切下げ幅は申請目的により通行の可能性のある車両の最大のものを適用し、路肩幅員によって表一1に規定する歩道切下げ幅とする。ただし、トレーラー又は特殊な車両等が出入する箇所で、当該車両等の軌跡図によって物理的に出入りが不可能であれば、別途考慮することができる。また、申請者の都合により表一1より縮小することができる。

表－１ 路肩幅員と歩道切下げ幅

(単位：m)

路肩幅員 (B)	第 1 種通路	第 2 種通路	第 3 種通路
$B < 0.5$	1.8	1.2	7
$0.5 \leq B < 1.0$	1.7	1.1	6
$1.0 \leq B < 1.5$	1.6	1.0	5
$1.5 \leq B < 2.0$	1.5	9	4
$2.0 \leq B < 2.5$	1.4	8	4
$2.5 \leq B < 3.0$	1.3	8	4
$3.0 \leq B < 3.5$	1.2	8	4

※路肩幅員は、外側線中心から歩道縁石までの距離をいう。

隅切りは、第 1 種通路 3 m、第 2 種通路 2 m、第 3 種通路 1.5 m とする。

表－２ 乗入幅

(単位：m)

区 分	第 1 種通路	第 2 種通路	第 3 種通路
乗 入 幅	1.2	8	4

(2) アスファルト舗装の場合、「舗装設計施工指針」「舗装性能評価法」「舗装設計便覧」等によりすることができる。この場合の第 1 種通路は交通量区分 N4、第 2 種通路は N2～N3 を原則とする。第 3 種通路は小型道路の交通量区分 S1 であるが、当分の間は普通道路 N1 を適用する。なお、交通量により別途交通量区分を適用できる。

また、設計条件と交通量区分は次のとおりとする。

①設計条件

- ・設計期間 アスファルト舗装 10 年、コンクリート舗装 20 年
- ・舗装計画交通量 普通道路 N1～N4
- ・性能指標 疲労破壊輪数、平たん性、塑性変形抵抗性等
- ・信頼性 アスファルト舗装：90%を標準

表－３ 交通量区分

交通量区分		舗装計画交通量 (単位：台／日・方向)	適 用	
普通道路 49kN (大型)	N 4	100 以上 250 未満	第 1 種通路	ガソリンスタンド、工場、大型店舗、倉庫等
	N 3	40 以上 100 未満	第 2 種通路	店舗等
	N 2	15 以上 40 未満		事務所、月極駐車場等
	N 1	15 未満	第 3 種通路	一般家屋
小型道路 17kN (小型貨物)	S 1	300 未満		※当面適用しない

②舗装厚は、出入する車種の最大のものを適用し、【Ⅲ 舗装構成】又は表－４を原則とする。また、申請者の都合により歩道切下げ幅を縮小する場合でも、舗装厚は減じないものとする。

表－４ 舗装構成

※第３種通路については、国土交通省基準を適用する。

区 分	区分	舗装構成（単位：c m）							
		アスファルト舗装				インターロッキング舗装等			
		表層	基層	路 盤		INL	砂	基 礎 コンクリート	路 盤
				M-40	RC-40 等				
第１種通路	N 4	5	1 0		2 5	8	2	1 7	2 5
第２種通路	N 3	5	5		2 5	8	2	1 2	2 0
	N 2	5		1 5	1 5				
第３種通路	N 1	5			2 5	8	2	7	1 0

この表は標準であり、施工箇所により道路管理者の指示に従うこと。

- ①アスファルト舗装の表層は細粒度を標準とする。
- ②地盤が軟弱な場合は、良質土により路床置換工を行うこと。
- ③透水性インターロッキング舗装、透水性舗装は道路管理者と協議すること。

４ マウントアップ歩道での車両出入り口部の構造

（１）歩道幅員が２．５m以上（植樹帯がある場合）

植樹帯などがある場合には、当該歩道の連続的な平坦性を確保するため、当該植樹帯の幅員内ですりつけを行い、歩道等の有効幅員内ではすり付けのための縦断勾配、横断勾配又は段差を設けないものとする。

歩道幅員が２．５m以上（植樹帯がない場合）

（２）植樹帯がない場合には、歩道の平坦部分を最大限確保し、残りの幅員ですり付けを行う。

①歩道面と車道面との高低差が１５cm 以下の場合にはすり付け部の長さは 75cm 以下を標準とする。

②歩道面と車道面との高低差が 15cm を超える場合にはすり付け部の横断勾配を 15％以下としてすり付けるものとする。

（３）歩道幅員が２．０m以下

歩道の幅員が狭く、（１）（２）の構造によることができない場合には、車両出入り口を前面切下げ、縦断勾配によりすり付けるものとする。ただし、既設側溝の必要断面が確保できなくなる場合は別途考慮する。

縦断すり付け部の勾配は５％以下とする。ただし、沿道状況を勘案してやむを得ない場合には８％以下とする。また、横断方向にはすり付けないこと。

５ フラット歩道での車両出入り口部の構造

外側線が無い場合等で道路管理者が指示する場合には導線用乗入れブロックを使用すること。例：歩道切下げ幅が８m以上等で歩車道区分が不明瞭になる場合。

6 一般部の歩道舗装構成

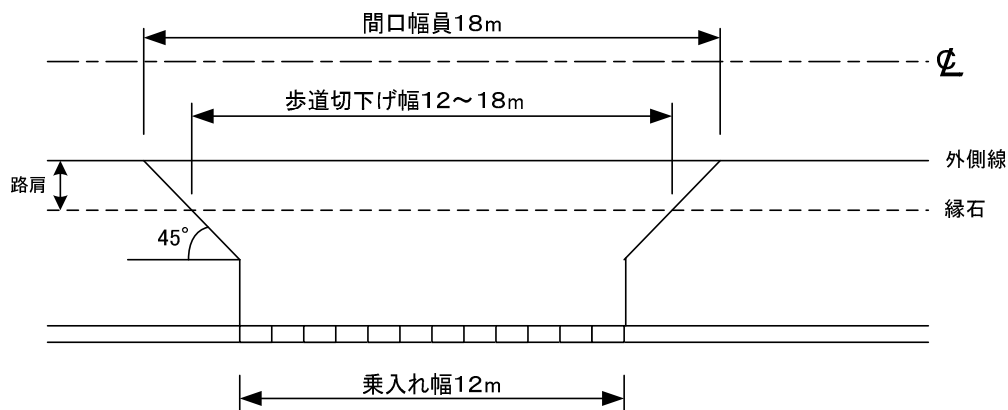
- (1) 歩行者、自転車の交通に供する歩道の舗装構成は、表層 3 c m、路盤工 1 0 c mとする。
- (2) 公園や商店街などの歩道で、歩行者や自転車以外に管理車両等の進行を考慮する場合、一般的には表層 4 c m、路盤工 1 5 c mとする。

注) 歩道の一般部の構造であり、車両の乗入れ部には適用しない。

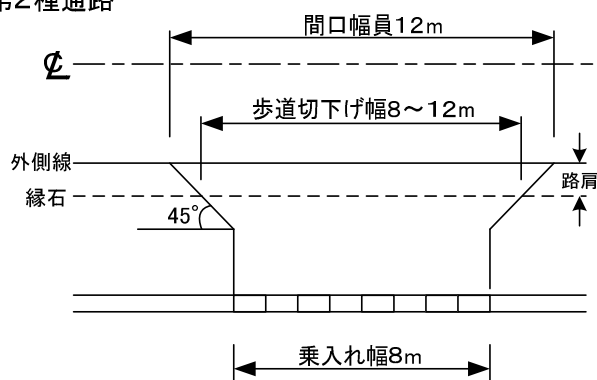
7 その他

- (1) 本基準は、申請者自らが施工する場合であり、道路管理者が施工する場合については別途考慮できるものとする。
- (2) 歩道切下げ部において、出入する車両に応じて十分な断面と強度を要する側溝の新設、又は既設側溝の補強を行うこと。
- (3) 歩道切下げにより街路樹が支障となる場合には、道路管理者と移植協議をし、申請者の負担により移植等を行うこと。
- (4) マウントアップ歩道において、すり付け部と平坦部分の色分けを実施する場合には、すり付け部の識別性を向上させること。
- (5) 使用しない既設歩道切下げ部は閉鎖することを原則とする。
- (6) 植樹帯は切下げ用ブロックから 6 0 c m以上離すこと。
- (7) 自然石舗装、タイル舗装の第 1 種通路、第 2 種通路は着色舗装又はカラー薄層舗装とすることができる。
- (8) 占用物件がある場合は占用物件の管理者と協議し指示に従うこと。
- (9) この基準に記載のない事項については、国土交通省「道路法第 24 条の承認及び第 91 条第 1 項の許可に係る審査基準について」及び「歩道の一般的構造に関する基準」を準用すること。

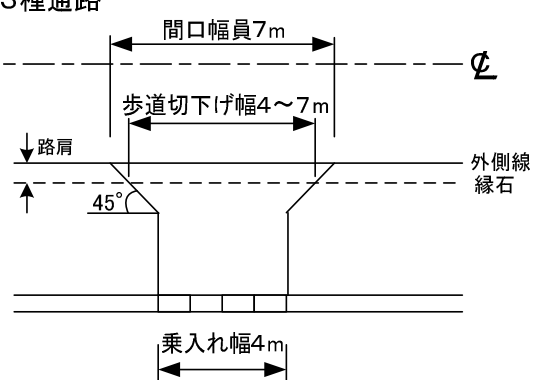
第1種通路



第2種通路

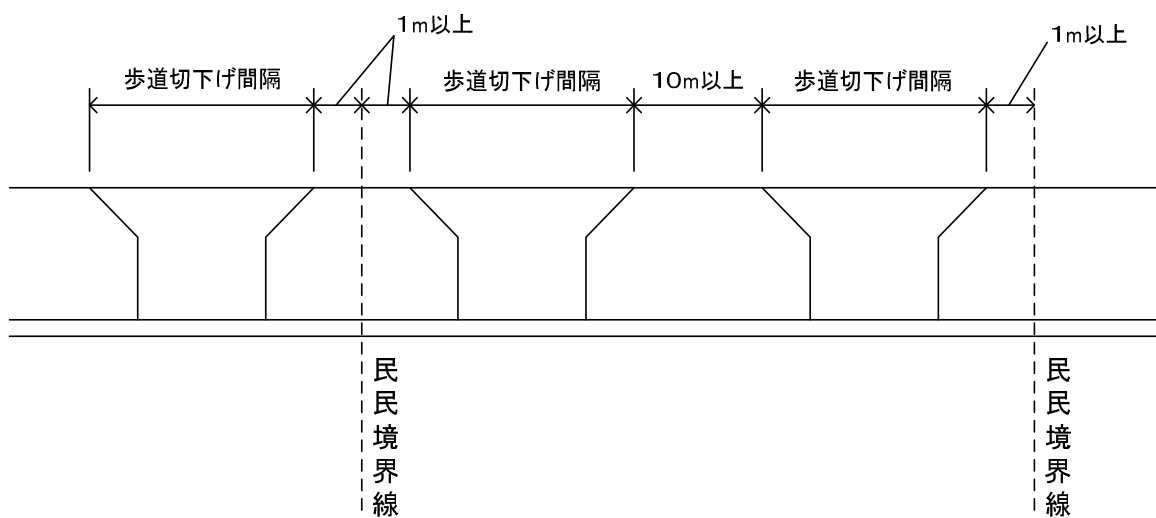


第3種通路

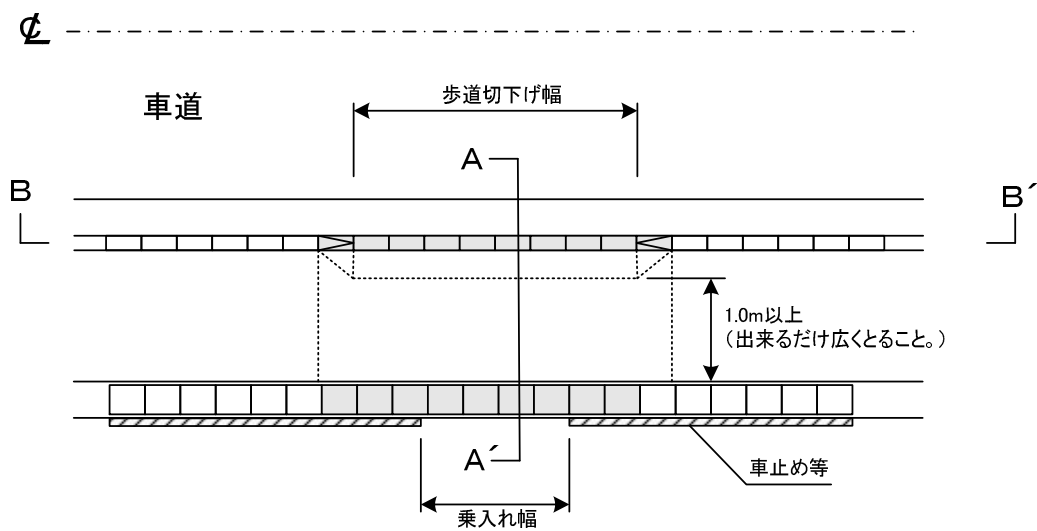


歩道切下げ間隔

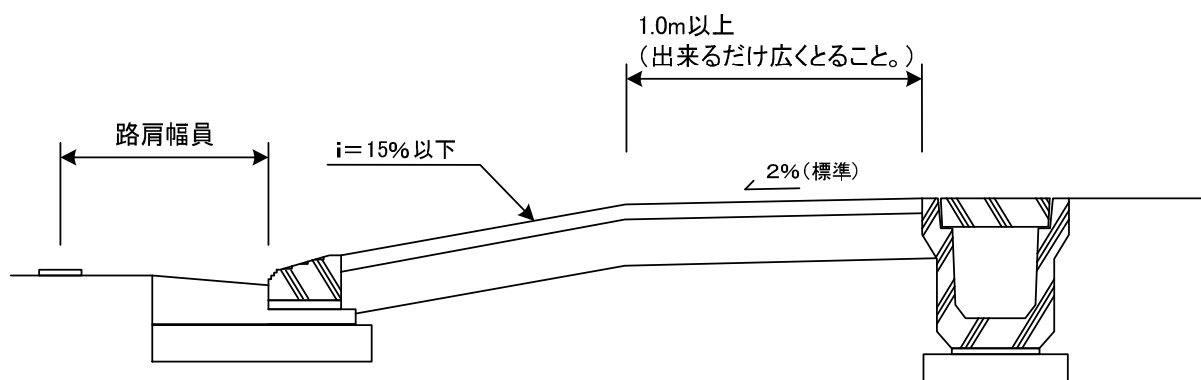
- (1) 隣地との境界からは1m以上間隔をとること。
- (2) 同一敷地で2箇所の乗入れ口を申請した場合、歩道切下げ間隔を10mとすること。



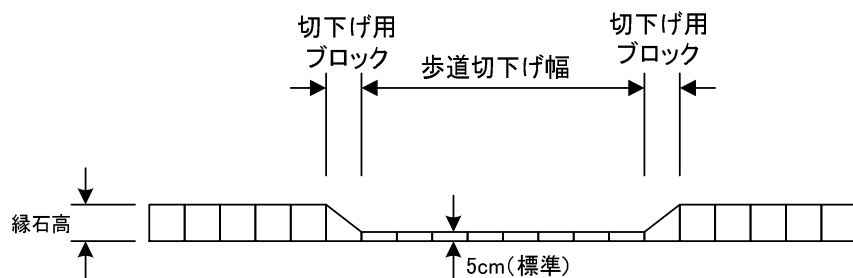
別図



A-A'断面図



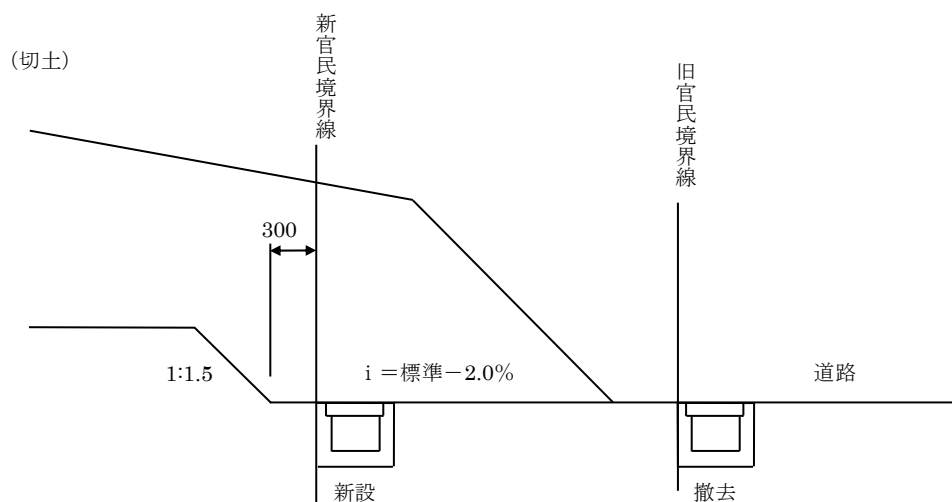
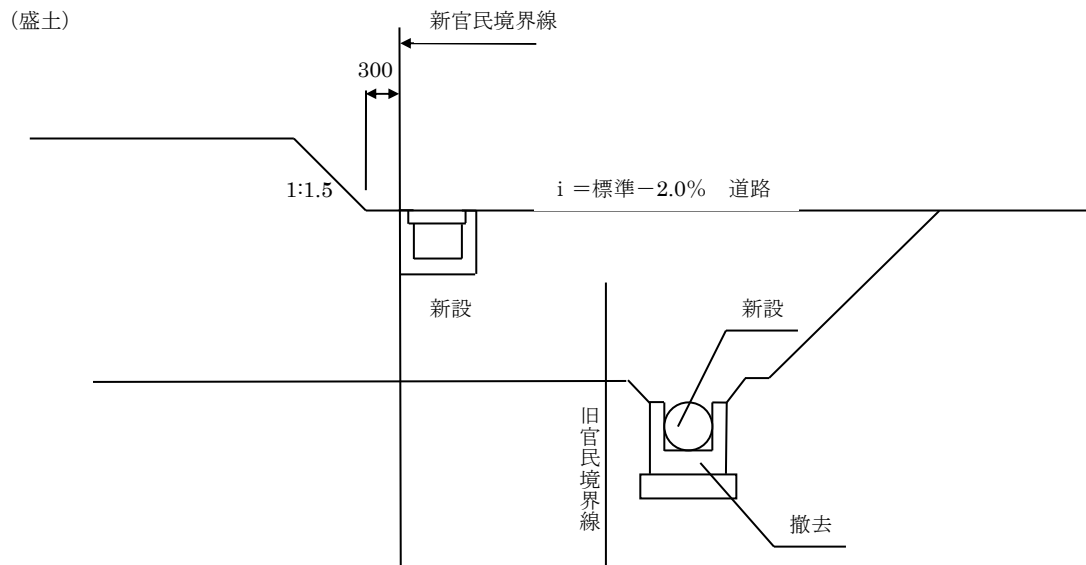
B-B'正面図



Ⅱ 法面埋立て、切取及び官民境界線が後退する場合の承認基準

1 一般施工

- (1) 民地の切土、盛土の施工高は、その目的によって決められるものであり、その法尻又は法肩は民地内に納まるようにするものとする。この際、官民境界線の民地側に余裕幅(30cm~50cm)をとること。
- (2) 当該道路の計画がある場合には、切土、盛土の施工高及び縦横断勾配等の整合を図ること。
- (3) 道路区域内の盛土については、良質土をもって盛土し、原則として一層当たりの仕上がり厚さ 20cm ごととし、適切な締固め機械で十分つき固めること。
- (4) 承認工事の施工により、一般交通に危険が生じる恐れがある場合は、これを防止するため必要な安全施設を設置すること。
- (5) 在来の用排水機能を損なう場合には、十分な断面と強度を有し、維持管理上支障のない構造物の新設等を行うこと。



2 側溝の設置

- (1) 官民境界線の官地側沿いにコンクリート側溝等（以下「側溝」という。）を設置するものとする。（構造は土木工事標準設計図集〔福島県建設技術協会〕を基本とする。）
- (2) 側溝がある場所を通路として使用する場合
 - ① 通路が公道として利用される場合（開発等による帰属道路等）
 - ・横断用側溝（又はボックスカルバート）を設置するものとする。
 - ② 通路が私道であるが、不特定多数の利用があり公道とみなせるもの。（幅員が4 m以上、延長が概ね3.5 m以上の道路）
 - ・横断用側溝（又はボックスカルバート）を設置するものとする。
 - ③ 通路が私道であり、特定の利用者しかなく公道とみなせないもの。
 - ・道路管理者の指定する側溝等を設置するものとする。ただし、既設の側溝及び蓋でも支障がないと認められる場合はこの限りではない。
- (3) 当該道路の改築計画がある場合には、整合性を図ること。
- (4) 既存の水路と接続させる場合は、必要に応じて柵を設置するものとする。
- (5) 官民境界線は後退しないが、既設水路と官民境界線がずれている場合は官民境界線の官地側沿いに側溝等を設置することを原則とする。

3 官民境界線の設置

官民境界線に沿って側溝等、構造物を設置した場合でも、境界標によって敷地を明確にしなければならない。なお、規模が小さい工事で、既存の境界標や道路構造物により境界が明確な場合はこの限りではない。

4 管等について

道路横断等で道路管理上支障がないと認められる場合には側溝ではなく暗渠管等を使用することができる。

5 集水柵について

- (1) 集水柵の泥溜については基本的には設けない。
- (2) 集水柵と側溝、暗渠等の接続に際して、現場打集水柵で施工しない場合、補強コンクリート等を施工すること。

6 側溝蓋について

- (1) 側溝蓋（二次製品）を切断しないこと。
- (2) 現場打側溝蓋（鉄筋コンクリート）については、短辺長さを50cm以上とすること。
- (3) コンクリート製側溝蓋を10m以上設置する場合、10mあたりに1枚をグレーチング側溝蓋にすること。また、グレーチング蓋は全て細目タイプを使用すること。

5 開発後退による交通安全施設、防護施設の設置について

後退することにより、車線幅員や路肩幅員が変化する場合には交通安全施設、防護施設の設置が必要かどうか道路管理者と協議すること。

Ⅲ 舗装構成について

アスファルト舗装の標準舗装構成は表－３のとおりとする。ただし、路線ごとに道路管理者と協議して舗装構成を決定すること。

表－３ 標準舗装構成（例） 設計期間：１０年 信頼度：９０％

設計 交通量 の区分	設計 CBR	表層＋基層		上層路盤		下層路盤	T A [－]	目標 T A	合計厚
		密粒度 As20F	粗粒度 As20	瀝青安 定処理	粒度調 整碎石	クラッシャ ン			
普通 N1	(2)	5				25	11.25	(11.0)	30
	3	4				20	9	9	24
	4	4				20	9	9	24
	6	4				20	9	8	24
	8	4				15	7.75	7	19
普通 N2	(2)	5			15	15	14	(13.0)	35
	3	4			15	15	13	12	34
	4	4				30	11.5	11	34
	6	4				25	10.25	10	29
	8	4				20	9	9	24
普通 N3	(2)	5	5			25	16.3	(16.3)	35
	3	5			15	20	15.25	15	40
	4	5			15	15	14	14	35
	6	5			15※	15※	14	12	35※
	8	5			15※	15※	14	11	35※
普通 N4	(2)	5	10			25	21.25	21	40
	3	5			15	35	19	19	55
	4	5			15	35	19	18	55
	6	5			15	25	16.5	16	45
	8	5			15	15	14	14	35
	12	5			15※	15※	14	13	35※
小型 S1	(2)	5			15	15	14	(13.6)	35
	3	4			15	15	13	12	34
	4	4				30	11.5	11	34
	6	4				25	10.25	10	29
	8	4				20	9	9	24
	12	4				20	9	8	24

(注) ※印は各層の最小仕上げ高さで決定される厚さである。

() は、路床土の CBR 試験をしない歩道乗入部で合計厚 40cm 以下の設計とする。

(１) 再生資材等の使用について

再生資材の利用に関しては工事目的別に要求される品質等を確保した上で、積極的に利用す

ること。

(2) 特別な箇所の舗装合材について

坂路箇所（縦断勾配 6 %以上で 100m以上連続する区間）、付加車線を要する主要な交差点等の舗装合材については次のとおりとする。

①坂路箇所 密粒度 G 13 F + ポリマー改質 I A s

②交差点等 密粒度 20 F + ポリマー改質 II A s

※縦断勾配が 9 %以上の場合は、舗装以外での滑り止めを検討すること。

(3) 路盤材の最小厚さ

路盤材の最大粒径は 40mm を標準とし、最小厚さは最大粒径の 3 倍以上として 15cm とする。

(4) 交通量の少ない一般市道の舗装構成

小規模な道路工事において路床を改良することが困難な場合には N3 交通の設計 CBR 3 と同様の舗装構成とすることができる。

(5) 歩道の舗装構成

歩道の舗装構成については、原則として表層工（細粒度 As）3cm、路盤工（切込碎石 0～40 mm）10cm を標準とする

(6) 排水性舗装、透水性舗装等の舗装構成について

排水性舗装、透水性舗装及びインターロッキング舗装等については路線ごとに道路管理者と協議すること。

(7) 表層工の加熱混合物について

なお、交通量区分 N3～N5 は原則密粒度 20 F、N1～N2 は密粒度 13 F とするが、小規模施工においては、周辺の加熱混合物と同様にすること。

(8) その他

その他については土木設計マニュアル〔道路編〕、舗装設計施工指針、舗装性能評価法、舗装設計便覧等によるものとする。

IV 区画線について

区画線の設置については土木設計マニュアル〔道路編〕によるものとし、詳細については「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」等によるものとする。また、申請人が設置出来るものは、道路法第 4 5 条の区画線であり、道路交通法第 9 条の道路標示は公安委員会又は所轄警察署と協議すること。

(1) 区画線の設置工法

「塗料による溶着」で塗布厚は 1.5 mm を標準とする。

(2) 車道外側線

①道路幅員 4.0m 未満の道路は原則として車道外側線は設置しないものとする。

②開発行為により後退する場合、現道に外側線が無い場合でも、道路管理者が必要と認めた場合には外側線を設置すること。

V 市発注工事との同時施工について

当市において施行する道路工事（以下「当市工事」という。）発注後に、承認工事の申請をする場合は、原則として当市工事と同時施行し、承認工事の申請に伴う当市工事の構造変更による増加工事に要する費用については、承認工事申請者と当市工事請負業者との契約によるものとする。

また、工事が道路工事ではなく道路法第32条の占有者工事の場合には、承認工事申請者と占有者との契約によるものとする。

VI 財産等の取扱いについて

（１）発生物件の処理

承認工事の施工により道路区域内から発生する物件等（側溝蓋、防護柵等）は道路管理者に帰属するものであり、その処理については、申請時に明確にしておかなければならない。

この場合、無価値の発生物件については、承認を受けた者が処分するものとする。

（２）土地の交換

承認工事にあたって、官民境界線が法長の長短等により一様でない場合で、市道の不用物件と民地等を交換することにより、将来の道路工事計画等の用地確保、効率的利用または良好な道路管理を図ることができる場合は、土地の交換処分をすることができる。

（３）土地の寄附等

申請者が土地を提供して、承認工事を施工する場合、これら土地に設けられる施設等が、在来からの道路と一体として道路管理者が管理する必要がある、これらの土地について権原を取得する必要があるときは、申請者から土地の寄附を受け取ることができる。

VII 承認申請の取扱いについて

1 承認申請

承認工事の施行にあたっては、事前に次の書類を道路管理者に提出するものとする。

（１）申請書 別紙様式のとおりとする。

（２）添付図面（記載要領は土木設計マニュアル〔設計積算編〕によること。）

①位置図 縮尺 1／2，500以上

②計画平面図 縮尺 1／500以上

③計画断面図

（ア）横断面図 縮尺 1／100以上

（イ）縦断面図 縮尺 1／100～1／1,000

歩道切下げでは縦断面図ではなく正面図を添付する。

④構造図 縮尺 1／50以上

⑤実測求積図（必要に応じて舗装展開図） 縮尺 1／500以上

⑥交通規制図 縮尺指定なし

交通規制図は、「福島県土木部保安施設設置基準」に準じること。

（３）設計書及び実施計画書

実施計画書は福島県共通仕様書の施工計画書に準じて次のとおりとする。ただし、簡易な工事においては道路保全課係員の了解を得て記載内容の一部を省略することができる。

①現場組織表

現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の名称、電話番号、資格種別等

②安全管理

安全管理組織、安全訓練の講習会等の内容

③主要機械

④主要材料

⑤施工方法

工種ごとに、施工上の留意事項、施工方法について詳細に記載する。また、道路管理者の承諾等を要する事項についても記載する。

⑥施工管理計画

工程管理、出来形管理、品質管理、写真管理等について記載する。

⑦緊急時の体制及び対応

連絡系統図、夜間連絡先等を記載する

⑧交通管理

交通安全対策、通行対策、保安施設設置計画等について記載する

⑨再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

⑩その他

・必要に応じて排水計算、構造計算等を添付すること。

(4) 協議書及び同意書等

①他工事と同時施工になる場合、植栽の移設、占用物件の移設、交通安全施設の移設及びこれらの管理者の意見が必要であると判断されるときは協議書を添付する。

②第三者と利害関係が生じるときは同意書が必要である。

③他の法令等による許可等を必要とするときは所管行政庁の許可書写しが必要である。

(5) 変更申請

承認後に申請者の諸事情により承認内容と異なる工事を施行する必要を生じた場合、又は工事の期間内に工事が完成できない場合は、変更申請書を提出するものとする。

(6) 提出部数

承認申請及び変更承認申請に必要な部数は2部とする。

2 承認申請書記載要領

(1) 申請人が法人である場合には、「住所又は所在地」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。

また、本人であることが確認できる場合には、「氏名」には記名のみ、又は署名のみで押印は省略できる。

(2) 「施工目的」の欄には施工する目的を明瞭で簡潔に記載すること。

(3) 「施工場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

(4) 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設、舗装等の工事の内

容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。

(5)「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。

(6)「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。

(7)「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。

同意書とは隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。

(8) その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。

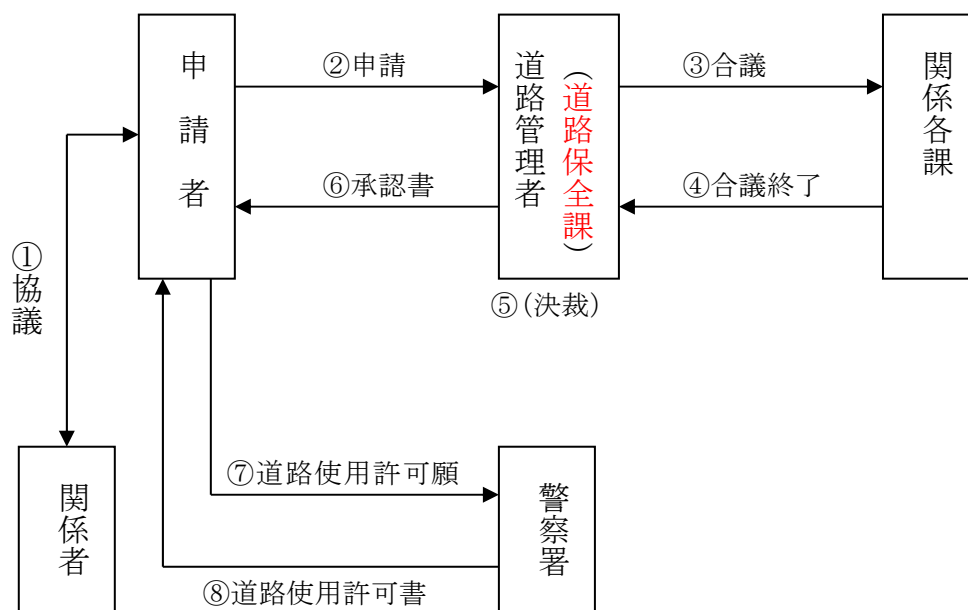
(9) 申請書に記載できない場合には、別紙に記載すること。

(10) 変更承認申請書の「承認を受けた概要」の欄には、施工目的と工事概要を簡潔に記載すること。

(例) 歩道切下げ工事 L＝〇〇m、開発行為に伴う側溝整備 L＝〇〇m、取付道路（位置指定道路）に伴う集水桝設置 〇箇所 等

(11) 変更承認申請書の「変更を必要とする事項」で変更する事項が工期の場合は、変更理由書と変更工程表を添付すること。

○承認の流れフローチャート



VIII 取付道路について

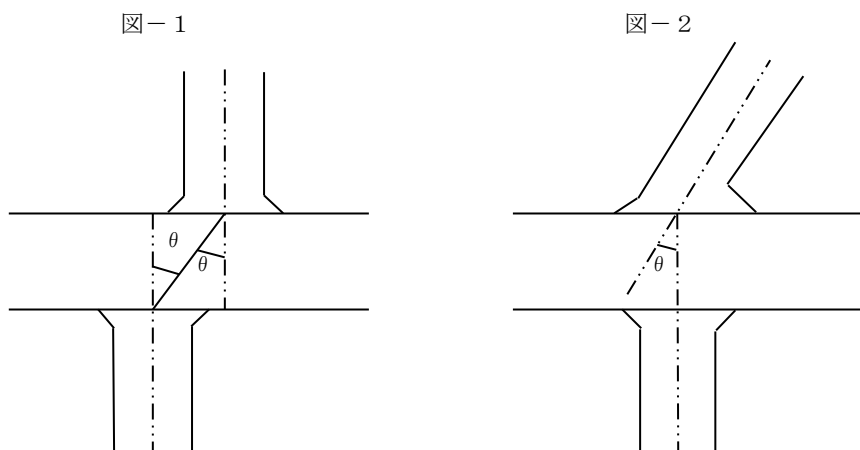
市が管理する道路法上の道路と他の新設道路（道路法上の道路は含まない。）が平面交差する場合には、原則として次に定める事項により対処するものとする。

1 道路幅員 6.5 m（車道幅員 5.5 m）以上の取付道路

昭和 52 年 11 月 1 日付け建東道一計第 187 号、建東道管第 175 号「国道と他の新設道路との取付けの取扱いについて（通知）」を準用するものとする。

（抜粋）平面交差点の交差角及び形状

交差点の脚数は、原則として 4 以下とし、交差角は直角に近いものとする。また、くいちがい交差や折れ脚交差は、中央帯に遮断される場合を除き、原則として避けなければならない。ただし、図－1～2 に示される $\theta \leq 30^\circ$ で交通上の支障がない場合はやむを得ない。



2 1 以外の取付道路

土木設計マニュアル〔道路編〕「機能補償道路」の項目を準用する。

IX 道路改築工事等について

1 区域変更及び供用開始について

道路の区域変更及び供用開始の告示は、道路法の効力発生要件として、道路管理上最も重要な行為であり、「道路管理事務の手引き」に記載されている手続きに準じ遅滞なく行わなければならない。

2 廃道敷きに係る事務処理について

道路事業にともなって発生する不用物件の取扱いは、「道路管理事務の手引き」に記載されている「道路法及び河川法による廃道廃川敷地の処理要領（平成 6 年 4 月 1 日付け 土木部長通達）」に基づき事務処理を行うこと。

3 他官庁との協議および事業実施・管理における確認事項

（1）計画協議

自治体、地元、他官庁に計画発表を行い、計画（事前）協議を行うこと。

（2）設計協議

設計内容（道路構造等）について協議を行うこと。協議先は1）に準じる。

（3）占用物件等の協議及び処理

道路施工により支障となる占用物件（NTT、電力、水道、ガス等）を工事に先立ち、関係機関と十分協議し移設等処理すること。（法71条）

（4）附帯工事引継

道路施工に伴い生じた他の工事（水路の付替等）は、道路完成後速やかにそれぞれの管理者に引継ぐこと

（5）埋蔵文化財調査

埋蔵文化財については、教育委員会と協議を行うこと。

（6）管理の引継

道路管理上、必要な図書を整理し道路管理者に引き継ぐこと。

X 占用電柱等について

市街地及び狭小な道路で道路改良等の承認工事を実施する場合の既占用電柱類は、民地移設を検討すること。やむを得ず道路占用を継続する場合には設置位置について道路管理者と十分協議すること。

※道路法第33条の「道路の敷地外に余地がないため、やむを得ない」に該当するかどうか十分審査する必要がある。

X I ガソリンスタンドの申請について

スタンド敷き部分の造成等を道路法第24条の規定に基づき承認申請する場合、スタンド敷き（道路区域外）は路端高より、20cm以上高くすること。

また、ガソリンスタンド前の歩道面を高くする工事を行う場合には、事前に消防署と協議すること。

X II 承認工事の標準処理期間について

標準処理期間（窓口に申請があつてから決裁権者の決裁までの期間）は原則として3週間以内とする。

1 標準処理期間は、次の場合には適用しない

- （1）申請内容が先例のない場合等であつて、期間内に承認を行うことが困難な場合。
- （2）道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れが顕著であるため、承認に際して、特に慎重に検討する必要のあるもの。

2 標準処理期間には、次の期間は含まない。

- （1）申請書の不備等を補正するために要する期間。
- （2）申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間。
- （3）申請内容が関係機関との協議を要する期間。

XIII その他の基準

本取扱いに定めのない場合については、道路構造令、土木設計マニュアル〔道路編〕、舗装設計施工指針、舗装性能評価法、舗装設計便覧、排水工指針のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準によること。ただし、都市計画法による開発行為、建築基準法による位置指定道路等この基準によることができない場合はそれらの基準を適用することができる。

また、工事の実施にあたっては、「道路工事執行要領について」「道路工事現場における標示施設の設置基準」「土木工事安全施工技術指針」「建設機械施工安全技術指針」「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等に準拠して行い、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」「建設リサイクルガイドライン」等に基づき産業廃棄物を適正に処理するとともに再生資源の活用を図ること。

XIV 諸法令の遵守

申請者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は申請者の責任において行うこと。

XV 排出ガス対策型建設機械の使用

工事の施工に使用する建設機械のうち、共通仕様書土木工事編Ⅰ（土木工事共通仕様書）別表１の建設機械については、排出ガス対策型建設機械の使用を標準とする。ただし、やむを得ず排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、道路保全課係員と協議して未対策型とすることができる。また、市街地については低騒音・低振動型建設機械の使用を考慮すること。

XVI 基準の適用について

本基準は、本市道路法第２４条に係る一般的な指針を定めたものであり、本市において施工する道路工事等には適用しない。また、国、県における基準の改定や状況に応じて随時変更できるものとする。